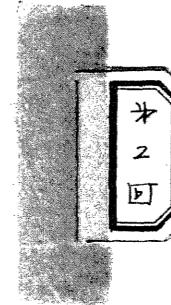


極 秘
手

2



第6次日韓全面会談の一般請求
権小委員会第2回会合

昭36.11.2
北東アジア課

一般請求権小委員会第2回会合は、11月
2日午後2時から3時20分まで外務省826
号室において、次のとおり双方委員出席の下
に開催された。

日本側出席者

主査 大蔵省理財局長	宮川 新一郎
副主査 " 次長	吉岡 英一
" 外務参事官	ト部 敏男
補佐 大蔵省理財局外債課長	桜井 芳雄
" " 管財局管理課長	本間 英郎
" " 理財局外債課事務官	金子 知太郎
" " "	杉田 昌久
" " "	岩瀬 多喜造
" 外務省条約局条約課長	兼松 武
" " 法規課長	小木曾 本雄
" " "事務官	小和田 恒

補 佐 外務省アジア局北東アジア課事務官

柳 谷 謙 介

杉 山 千万樹

久 一 昌 三

韓国側出席者

主席委員 弁護士	金 潤 根
委 員 韓国銀行副総裁	高 範 俊
" 産業銀行理事	洪 升 熉
" 韓国銀行参事	李 相 德
" 駐日代表部参事官	文 哲 淳
" " 嘴託	李 揥 現
" 経済企画院長秘書官	洪 允 麥
" 通信部郵政局郵便貯金課長	金 洛 天
" 外務部政務局亞州課事務官	朴 相 斗
" "	金 太 智

2. 議事要旨

(A) 冒頭金主査より、朴相斗委員（外務部政務局亞州課二等書記官）を紹介した後、今日は第1項目から討議を始めることにしたいと前置して、次のような発言を行なつた。

『第1項目の請求は、日本が朝鮮銀行を通じて1909年から1945年までの36年間に韓国から持出したした地金銀を請求するものである。この期間に持出された地金銀の数量は地金249トン余、地銀67トン余であり、その数量は同一期間内に韓国内で生産された地金銀の大部分に該当するものである。そもそも金は、それ自体商品であると同時に貨幣としてまた対外支払手段としての特殊な機能をもつてゐることは周知の事実であつて、韓国生産の金の大部分が日本に持出されたということは結局韓国経済を日本経済に隸属させるために行われたものであると思う。また金は価値の貯蔵手段としての職能を持つてゐることも周知の

事実であつて、韓国で生産された金を朝鮮銀行という中央銀行におかないで日本に持出したことは、日本の利益だけを考えて行われたものと言わざるを得ない。以上説明したように、地金銀の持出しは持出したこと自体が不当と言わざるを得ない。従つて、その不当な目的を達成するための法律を制定して持出したものである以上、その法律によつて持出しが合法的であると言つてもそれは合法を仮装した行為であつて、不当と言わざるを得ない。特に太平洋戦争の始め頃から献納とか供出とかの名目で金を強制的に持出したことは正当ということはできない。韓国側は以上の理由によつて地金銀を請求するものであつて、これに対する日本側の意見を承りたい。』

- (2) これに対し、宮川主査は第1項目に対する韓国側の説明は前回会談の際の説明と大差ないようと思つたが、日本側として

は、ノ項目毎に日本側の意見を述べるより要求の全部について韓国側から説明を聞いた上で、最後に日本側の意見を述べることにしたいと述べた。これに対し、金主査より韓国側の8項目の請求は一つ一つが独立した法的根拠と事実関係をもつものであるから、一項目毎に結論を出すということは無理にしても一つ一つ討議を行なうことにしたいと希望した。そこで、宮川主査は、前回小委員会で日本側は第5次会談で残った第5項目の(5)から韓国側の説明を聞くことを希望したが、韓国側は改めて第ノ項目から説明したいということであつたので、日本側では詳しい話が聞けるものと期待していた次第であり、何れにせよ請求権の問題は複雑な問題が多いので簡単に結論を出すことは困難であるから、残りの説明を聞くことにしたいと述べた。

これに対し、金主査は前回小委員会で韓

國側が第ノ項目から具体的に説明を行なう
と言つた意味は双方の間で第ノ項目からノ
項目毎に意見の交換を行ないたいという趣
旨であつたと重ねて説明したので宮川主査
は、日本側としては、今回は韓国側から説明
を聞くつもりでいたので、わが方よりの準
備はしておらず無駄な質問を省くため、質
問は次回にしたいと述べた。

(3) 引続き会議の進め方の問題をめぐつて、
8項目全部について韓国側の具体的な説明
を聞いた上で質問を行ない、最後に日本側
の意見を述べる方が討議を効果的に進め得
るとする日本側意見と、各項目毎に双方の
意見を交換してゆくのがより効果的である
とする韓国側意見が対立し、種々応酬があ
つたが、結局結論が出ないまま、最後に宮
川主査より、今日伺つた項目についての日
本側質問は次回に行なうことにして、
日本側のデュネラル・レスポンスは全部の
説明なり質問が終つてからにしたいと述べ、
金主査は、次回の会合において、日本側が
第1項についての質問をされる時に、今後
の会議の進行方法に関する韓国側の意見を
述べることにしたいと答えた。

(4) 次回は、11月9日(木曜日)午後2時
からとすることを申し合わせた。

(5) 新聞発表については、韓国側から第1項

目について詳しい説明があつた旨、及び次
回を／＼月9日に行なうことを申し合わせ
た旨発表することとなつた。